

## 不当な出勤停止処分を撤回せよ！

10月1日、会社は専任社員でセントラルメンテナンス株式会社へ出向中の組合員に対して30日の出勤停止処分を行った。

その理由は「平成22年9月16日、神領事業所内において、社員に対して暴力等を行った」というものである。

しかし、このような暴力行為といえるような事実は存在していない。会社は社員間のトラブルをあえて暴力行為としてデッチ上げ、そして30日の出勤停止処分を行ったのだ！

私たちは、繰り返されるこのような暴挙を断じて許さない！

暴力行為のデッチ上げを  
断じて許さない！